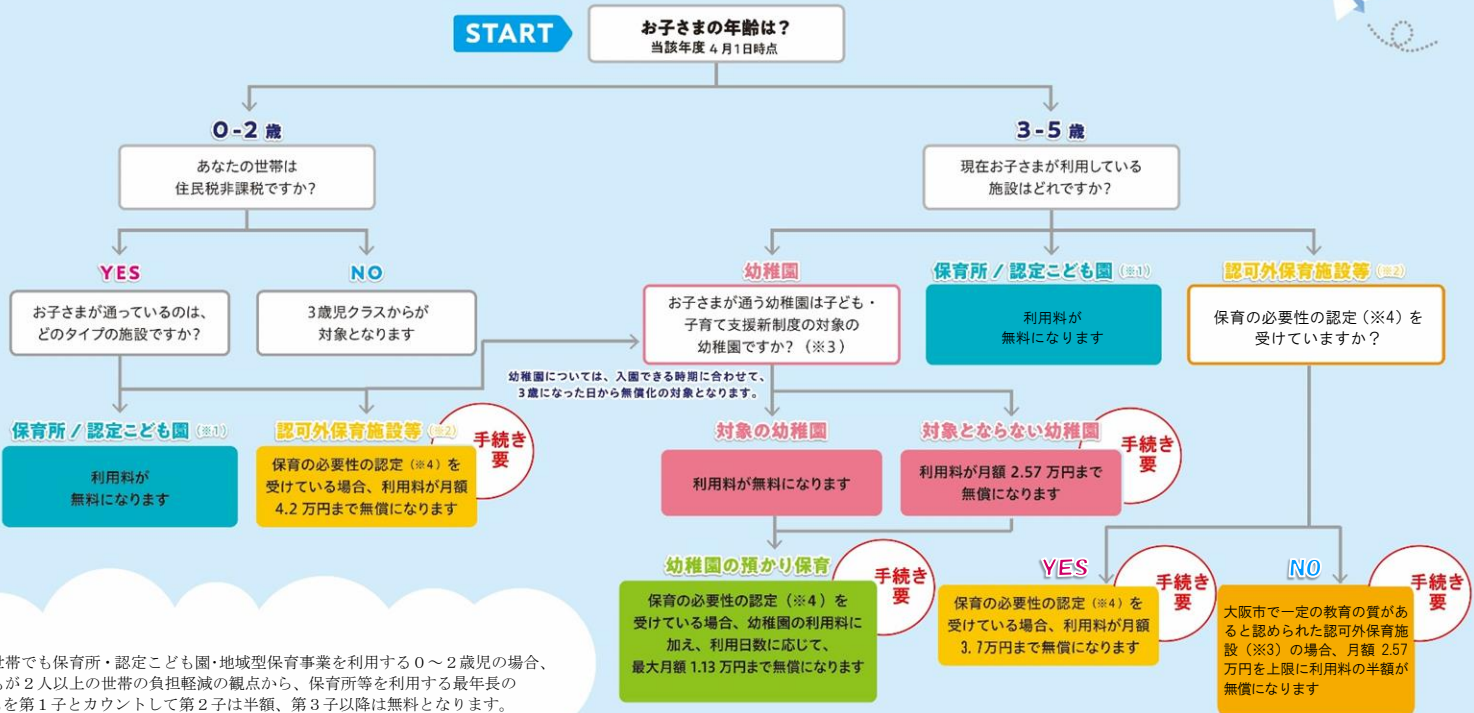


大阪市にお住まいの方へ

# 幼児教育・保育の無償化

事前の手続きが必要な場合があります。

## うちの子の場合は？



○課税世帯でも保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用する0～2歳児の場合、  
子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の  
子どもを第1子とカウントして第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用する場合、  
年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(条件あり)に  
ついては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

○就学前の障がい児の発達支援を利用することもについても、3～5歳児の  
利用料が無償化されます。

※1 地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象です。

※2 市町村から「確認」を受けた認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・セン  
ター事業が対象です。

※3 通園している園がどちらに該当するかわからない場合は、通園している園にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性の認定」(認可保育所の利用と同等の要件)を受ける必要があり  
ます。

問い合わせ先

こども青少年局保育企画課(幼稚園以外に関すること)  
こども青少年局管理課(幼稚園に関すること)

☎06-6208-8031  
☎06-6208-8085

本市ホームページもご覧ください

→本市ホームページで、「幼児教育・保育の無償化」で検索

または右記QRコードによりアクセス

